

市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について

本資料は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に当たり、各市町村及び都道府県において最低限必要となる業務を挙げ、現時点で想定できる業務を行うに当たっての留意点を整理したものです。

今後、各自治体における高齢者虐待への取組状況その他の制度の運用状況を踏まえつつ、より適切な対応を促進する観点から本資料の内容の追補、充実を図ることとしています。

平成18年4月
厚生労働省 老健局

はじめに

高齢者への虐待の問題は、近年深刻な問題となっています。平成15年に厚生労働省が行った調査では、虐待を受けている高齢者のうち、約1割が生命に関わる危険な状態であり、約半数が心身の健康に悪影響がある状態となっています。この背景には様々な要因が絡んでいることが伺われるところであり、高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であるということを踏まえつつ、社会全体での早急な対応が必要です。

このような状況の下、昨年秋の臨時国会において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止・養護者支援法が与野党全会一致で可決成立しました。

この法律では、住民に最も身近な市町村や都道府県を具体的な対策の担い手として明確に位置付け、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることとしています。

このマニュアルは高齢者虐待を防止し、養護者を支援するためにどのような体制が必要か、具体的な通報等があったときにどのような流れで対応すべきかなど市町村等が新たに事務体制を確立し、業務を進める上で必要な最低限のポイントをお示しし、円滑な立ち上がりが見られるようにすることを目的としています。

体制の在り方には画一的な答えはありません。地域の実情に応じて、様々な地域資源も活用しながら、高齢者の方々の尊厳が尊重される社会の実現に向けて必要な体制が整えられることが期待されます。

法律の附則第3項にもあるとおり、高齢者虐待の防止・養護者支援の制度の在り方については、施行後3年を目途として施行状況等を勘案して改めて検討を行い、必要な措置が講じられることが予定されています。

このマニュアルは先進的な都道府県・市町村や有識者の方々のご協力をいただきながら作成いたしました。今後高齢者の権利利益の援護に向け積み上げられる様々な実例を踏まえながら不断に見直していきたいと考えています。

このマニュアルが高齢者の安全確保と養護者の方々の負担軽減に向けて取り組む方々の業務の一助となることを期待しております。

平成18年3月

厚生労働省 老健局

< 目 次 >

I 高齢者虐待防止の基本

| | |
|--------------------------|----|
| 1 高齢者虐待とは | 2 |
| 1. 1 高齢者虐待防止法の成立 | 2 |
| 1. 2 「高齢者虐待」の捉え方 | 2 |
| 2 高齢者虐待の実態 | 5 |
| 2. 1 高齢者虐待の主な種類 | 5 |
| 2. 2 虐待の発生要因 | 6 |
| 2. 3 虐待者・被虐待者の特徴 | 7 |
| 3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等 | 10 |
| 3. 1 国及び地方公共団体の責務等 | 10 |
| 3. 2 国民の責務 | 10 |
| 3. 3 保健・医療・福祉関係者の責務 | 10 |
| 3. 4 市町村の役割 | 11 |
| 3. 5 都道府県の役割 | 12 |
| 3. 6 国及び地方公共団体の役割 | 12 |
| 3. 7 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務 | 12 |
| 4 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点 | 13 |
| 4. 1 基本的な視点 | 13 |
| 4. 2 留意事項 | 14 |

II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 高齢者虐待防止ネットワークの構築 | 17 |
| 2 組織体制 | 22 |
| 2. 1 組織体制 | 22 |
| 2. 2 事務の委託 | 22 |
| 3 高齢者虐待の防止・早期発見のための取組 | 23 |
| 3. 1 発生予防の重要性（リスク要因を有する家庭への支援） | 23 |
| 3. 2 発生予防・早期発見のための取組 | 24 |
| 4 養護者による高齢者虐待への具体的な対応 | 28 |
| 4. 1 高齢者虐待の発見 | 29 |
| 4. 2 相談・通報・届出への対応 | 32 |
| 4. 3 事実確認及び立入調査 | 44 |

| | | |
|-----------------------------|--|-----|
| 4. 4 | 援助方針の決定、援助の実施、再評価 | 57 |
| 5 | 養護者（家族等）への支援 | 83 |
| 5. 1 | 養護者（家族等）支援の意義 | 83 |
| 5. 2 | 養護者支援のためのショートステイ居室の確保 | 84 |
| 6 | 財産上の不当取引による被害の防止 | 87 |
| | | |
| Ⅲ 市町村と地域包括支援センターの関係 | | |
| 1 | 基本的考え方 | 90 |
| 2 | 地域包括支援センターに業務委託した場合の 市町村及び地域包括支援センターの役割 | 91 |
| | | |
| Ⅳ 養介護施設従事者等による虐待への対応 | | |
| 1 | 定義・概略 | 95 |
| 2 | 市町村による相談・通報・届出への対応 | 97 |
| 2. 1 | 通報等の対象 | 97 |
| 2. 2 | 通報等を受けた際の留意点 | 97 |
| 2. 3 | 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合 | 97 |
| 2. 4 | 相談・通報等受理後の対応 | 98 |
| 2. 5 | 個人情報の保護 | 98 |
| 2. 6 | 通報等による不利益取扱いの禁止 | 98 |
| 3 | 事実の確認・都道府県への報告 | 100 |
| 3. 1 | 市町村による事実の確認 | 100 |
| 3. 2 | 市町村から都道府県への報告 | 103 |
| 3. 3 | 都道府県による事実の確認 | 106 |
| 4 | 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使 | 107 |
| 5 | 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 | 109 |
| 6 | 身体拘束に対する考え方 | 110 |
| 7 | 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 | 112 |
| | | |
| | 【引用文献】 | 113 |
| | 【参考文献】 | 114 |

I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは

1. 1 高齢者虐待防止法の成立

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。

平成 17 年 11 月 1 日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）が議員立法で可決、成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

1. 2 「高齢者虐待」の捉え方

1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上の者と定義されています（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第 2 条 1 項）。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ～ v の行為です。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

| | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
|------------|---|--|---------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 | |

(高齢者虐待防止法第 2 条)

2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。

また、介護保険制度の改正によって実施される地域支援事業（包括的支援事業）のひとつとして、市町村に対し、「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」（介護保険法第 115 条の 38 第 1 項第 4 号）の実施が義務づけられています。

このため、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

「高齢者虐待の例」

| 区分 | 内容と具体例 |
|----------------|---|
| i 身体的虐待 | <p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等 |
| ii 介護・世話の放棄・放任 | <p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等 |
| iii 心理的虐待 | <p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等 |
| iv 性的虐待 | <p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等 |
| v 経済的虐待 | <p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等 |

(参考)「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成15年度)、財団法人医療経済研究機構

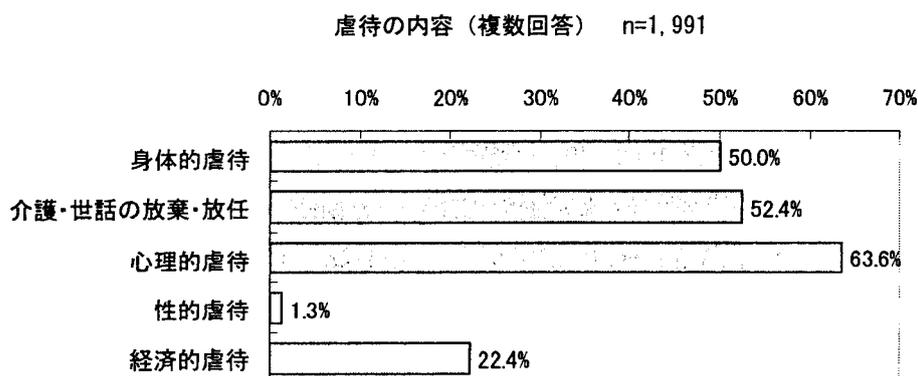
2 高齢者虐待の実態

平成 15 年度に実施された「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(財団法人医療経済研究機構)では、全国の介護保険事業所、保健所・保健センターから 16,802 か所を抽出し、アンケート調査を行いました。以下は其中で担当ケアマネジャーの回答(1,991 件)を分析したものです。

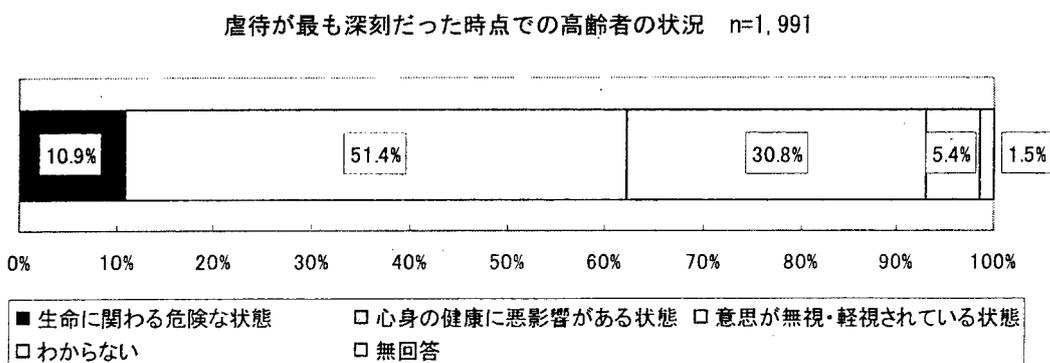
2. 1 高齢者虐待の主な種類

調査で定義した虐待の区分のうち、脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える心理的虐待が 63.6%で最も多く、次いで介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)が 52.4%、身体的虐待が 50.0%を占めていました。

また、本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限するなどの経済的虐待も 22.4%のケースで見られ、様々な形での虐待が行われていました。



また、虐待が最も深刻だった時点での高齢者の状態では、「生命に関わる危険な状態」が 10.9%、「心身の健康に悪影響がある状態」が 51.4%を占めていました。



2. 2 虐待の発生要因

虐待の発生要因について影響があったと思われることとして次のような項目が上位を占めていました。

これをみると、虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係上の問題が上位を占めていますが、高齢者に対する介護負担が虐待につながっていると考えられるケースも少なくないことがわかります。また、家族・親族との関係、経済的要因など様々な要因があげられており、これらの問題が複雑に絡み合っただ虐待が発生していると考えられます。

虐待の発生の要因と考えられること

【虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係】

- ・虐待をしている人の性格や人格 (50.1%)
- ・高齢者本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係 (48.0%)
- ・高齢者本人の性格や人格 (38.5%)

【介護負担】

- ・虐待者の介護疲れ (37.2%)
- ・高齢者本人の認知症による言動の混乱 (37.0%)
- ・高齢者本人の身体的自立度の低さ (30.4%)
- ・高齢者本人の排泄介助の困難さ (25.4%)

【家族・親族との関係】

- ・配偶者や家族・親族の無関心 (25.1%)

【経済的要因】

- ・経済的困窮 (22.4%)

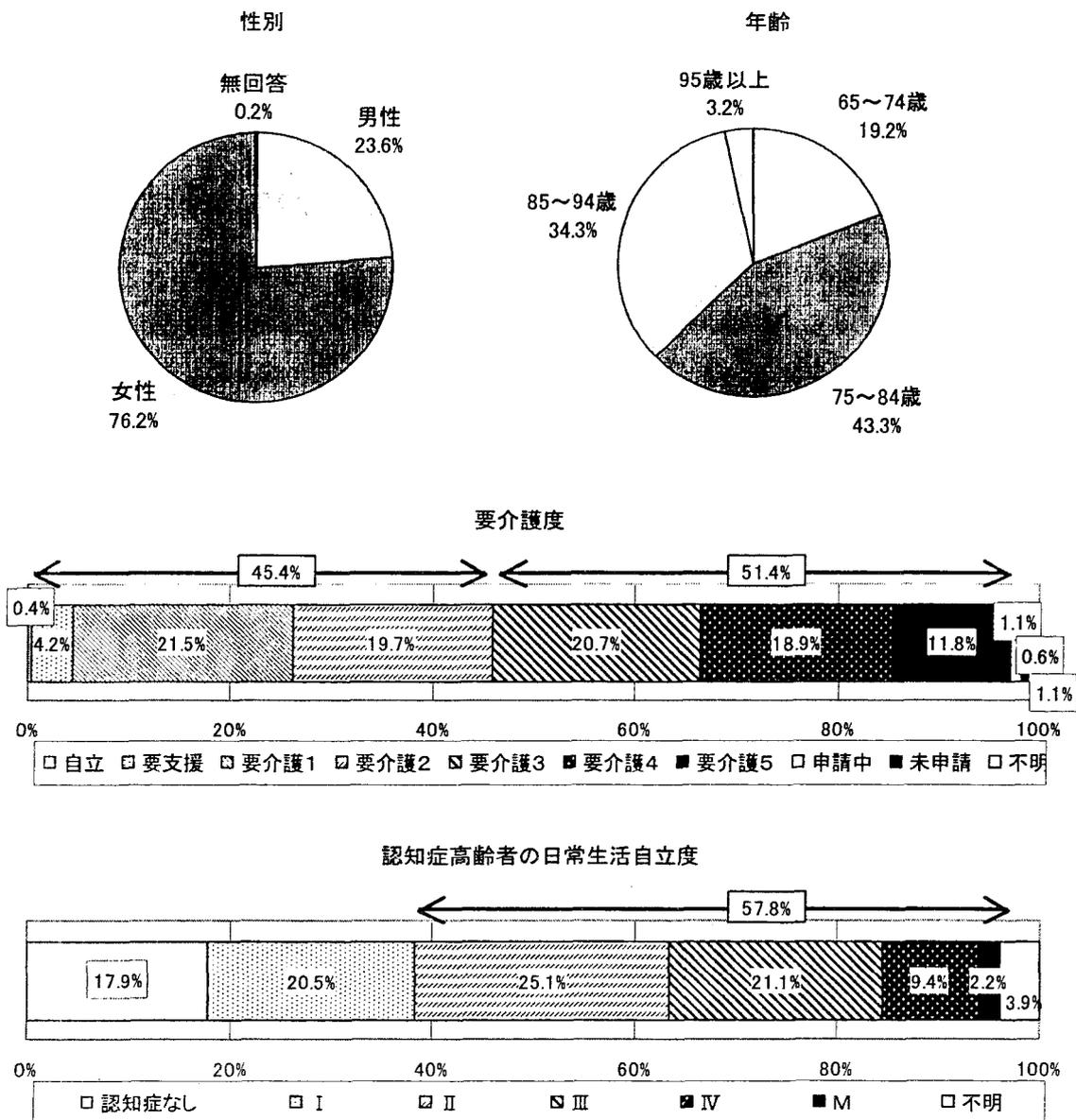
「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成15年度、財団法人医療経済研究機構)

2. 3 虐待者・被虐待者の特徴

1) 虐待を受けていた高齢者本人の状況等

虐待を受けていた高齢者の性別は、男性 23.6%、女性 76.2%でした。また年齢は75歳以上の後期高齢者が80%以上を占めています。

虐待を受けていた高齢者のほとんどが要介護認定を受けており、要介護3以上の方が51.4%を占めています。また、認知症の症状がみられる高齢者が60%程度を占めていました。



2) 主な虐待者の状況

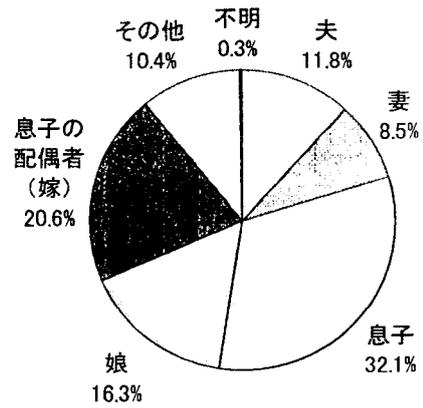
虐待者の高齢者本人との続柄は、「息子」、「息子の配偶者（嫁）」、「配偶者（夫）・（妻）」、「娘」の順で多くなっています。

性別は男女半々であり、年齢は「40代～おおむね64歳程度」が多くなっています。

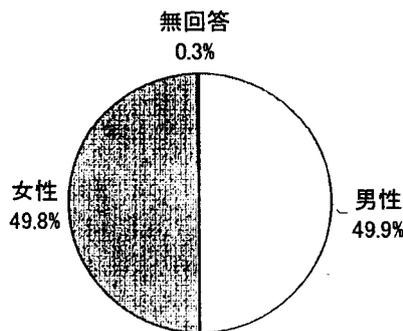
高齢者本人との関わりについては、同居している虐待者が88.6%と多数を占めており、「日中も含め常時」接触している虐待者が半数を占めていました。

虐待者の介護の取り組みについては、「主たる介護者として介護を行っていた」が60.6%を占めており、うち39.0%は「介護に協力してくれる者がいた」と回答していますが、一方で「相談相手はいるが実際の介護に協力する者はいなかった」は38.6%、「介護に協力する者も相談する相手もいなかった」が17.7%を占めていました。

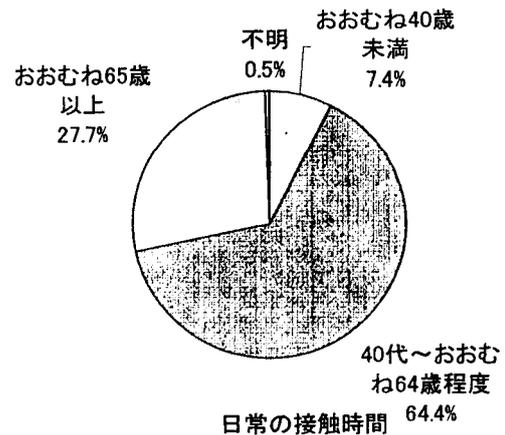
高齢者本人との続柄



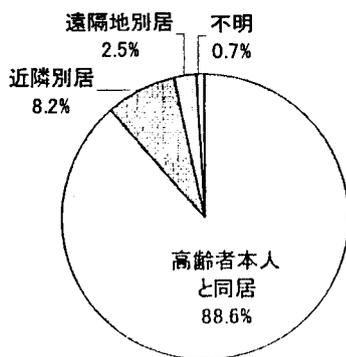
主な虐待者の性別



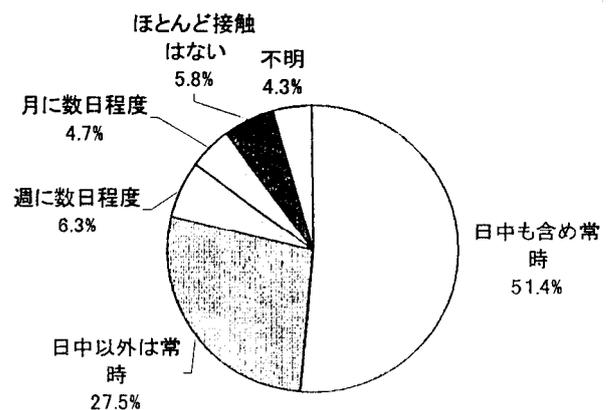
主な虐待者の年齢



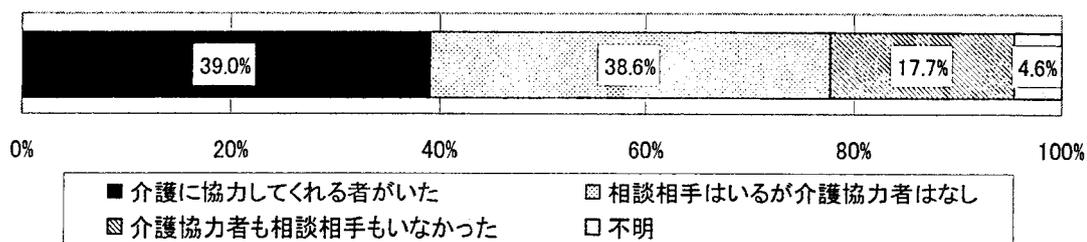
同居・別居の状況



日常の接触時間



介護を行っている虐待者への介護の協力者等の有無 n=1,207

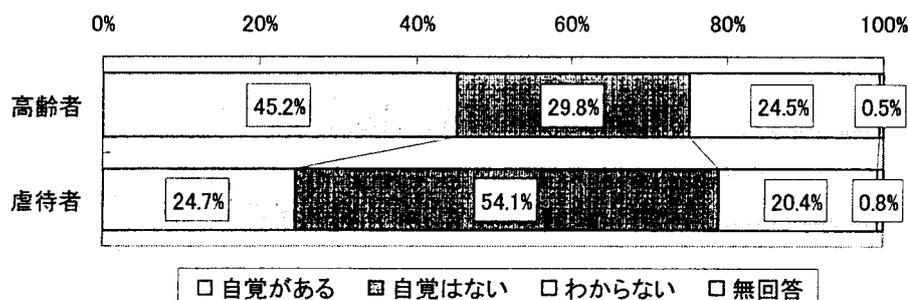


3) 虐待についての自覚

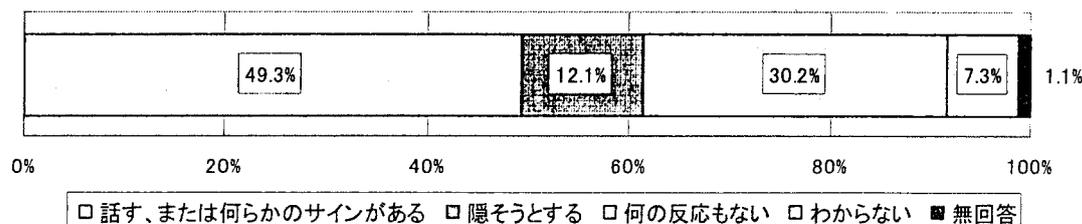
虐待の自覚があるかどうかでは、高齢者本人では虐待されている「自覚がある」高齢者が 45.2%でしたが、「自覚はない」高齢者も 29.8%を占めていました。一方虐待者では、自分が虐待をしている「自覚がある」のは 24.7%にとどまっており、半数以上の虐待者は自覚がないままに虐待行為を行っていました。

また、高齢者本人からの虐待を受けていることに対する意思表示の有無については、「話す、または何らかのサインがある」高齢者が半数近くを占めています。一方で、「隠そうとする」(12.1%)や「何の反応もない」(30.2%)高齢者も少なくありませんでした。

虐待についての自覚



高齢者から虐待についての意思表示



3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

3. 1 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

- 国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること（第3条第1項）。
- 国及び地方公共団体は、支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めること（第3条第2項）。
- 国及び地方公共団体は、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと（第3条第3項）。

3. 2 国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（第4条）。

3. 3 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（第5条）。

3. 4 市町村の役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村（「特別区」を含みます。以下同じ。）が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

市町村の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割

■ 養護者による高齢者虐待について

- ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）
- ④ 立入調査の実施（第11条）
- ⑤ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- ⑥ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）
- ⑧ 専門的に従事する職員の確保（第15条）
- ⑨ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）
- ⑩ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ① 対応窓口の周知（第21条第5項、第18条）
- ② 通報を受けた場合の事実確認等
- ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- ④ 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）

■ 財産上の不当取引による被害防止（第27条）

- ① 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

この他、市町村では、介護保険法に規定する包括的支援事業として高齢者虐待の防止、対応の義務の実施が義務づけられており、高齢者虐待防止法と相まって運用していくことが必要となります。

3. 5 都道府県の役割

都道府県の役割は、以下のように規定されています。

高齢者虐待防止法に規定する都道府県の役割

■ 養護者による高齢者虐待について（第 19 条）

- ①市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
- ②必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第 24 条）
- ②養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表（第 25 条）

3. 6 国及び地方公共団体の役割

国は、高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法や養護の方法その他必要な事項についての調査研究を行わなければならないこととされています（第 26 条）。

これを受け、厚生労働省においては、老健局計画課認知症対策推進室を高齢者虐待の担当とするとともに、認知症介護研究・研修センターの業務として高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する調査研究を追加し、国としての調査研究体制の整備を図ったところです。

施行後は、認知症対策推進室及び認知症介護研究・研修センターが中心となり、各市町村における制度運用状況などについて、調査研究を進めることとしています。

また、国及び地方公共団体は、成年後見制度の周知及び利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講じ、成年後見制度が広く利用されるようにすることとされています（第 28 条）。

国の補助を受けて低所得者が成年後見制度を利用するに当たり必要な費用を助成する事業（成年後見制度利用支援事業）を行う市町村の割合は、制度創設以来年々増加しています（平成 17 年度で約 2 割の自治体で実施）。平成 18 年度以降は、同種の事業は地域支援事業の任意事業として行うことが可能であり、市町村のより積極的な活用が期待されます。

3. 7 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（第 20 条）。

4 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

4. 1 基本的な視点

1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者虐待は児童虐待と異なり、「成人と成人」との人間関係上で発生することがほとんどです。「被害者－加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者自身の意思を尊重した対応を行うことが必要です。

3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

5) 高齢者本人とともに養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

4. 2 留意事項

その1 虐待に対する「自覚」は問わない

先に示した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」では、虐待を自覚していない虐待者は半数以上を占めており、また虐待を受けている高齢者でも3割は虐待を受けているという自覚はありませんでした。しかし、当事者の自覚にかかわらず、高齢者の権利利益が脅かされている状況に変わりはありません。

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

その2 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

その3 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

その4 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

その5 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効です。

ネットワークの運営は地域包括支援センターの業務ですが、各機関の代表者等による会議とともに、個別の事例に対応するための担当者レベルでのケース会議が必要となります。

ケース会議では、事例に対する援助方針やキーパーソン、各機関の役割分担、連絡体制等を定めて援助内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整を行います。

その6 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見開始の審判の請求をすることを規定しています（第9条）。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。

家族の意に反し措置を実施するなどの事例は数年に1回となるなど少ない頻度となることも想定されます。そういった場合でも適切に権限を発動するためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。